

タイトル	日本危機管理体制研究
著者	王，徳迅；Wang，DeXun
引用	
発行日	2006-11

氏名・（本籍地） 王徳迅 （Wang, DeXun）（中国）

学 位 の 種 類 博士（商学）

学 位 記 番 号 博（商学） 乙第 1 号

学位授与の日付 平成 28 年 9 月 30 日

学位授与の条件 規則第 4 条第 2 項該当

学 位 論 文 題 目 日本の危機管理体制の研究

Crisis Management System in Japan

論 文 審 査 委 員 主査 教授 西川博史

副査 教授 田辺隆司

副査 教授 凌星光

I. 論文内容の要旨

1 本論文の目的

王徳迅氏が提出された学位申請論文は中国語で執筆されており、表題は、「日本危機管理体制研究 Crisis Management System in Japan（日本の危機管理体制の研究）」である。この学位論文は、同一の書名を以て、社会科学出版社から 2013 年に出版されており、社会科学院から推薦されて「社会科学院文庫」の一冊として収められている。

本論文（本書）の目的は、日本の自然災害危機管理、事故災害危機管理、健康危機管理、環境危機管理、企業危機管理、経済危機管理、社会危機管理、外交危機管理などに対して実証分析と研究を行い、日本における危機管理体制の現状を明らかにし、それを総合的に評価し、中国における危機管理体制の整備にいかなる啓示を与えうるかを考察したことにある。日本はアジアの東部に位置する群島国家である。その地理的位置、地質構造及び気候などの要因から自然災害による被害が比較的多いとされる。他方、経済の高度な発展及び国際社会環境の変化にしたがって、20 世紀 90 年代に入って、東京地下鉄サリン事件、食中毒（0-157）、阪神大震災、東日本大震災及び原発放射性物質の漏洩などの危機事件が次々と発生した。このような多様な自然的・人的災害に対して、20 世紀 90 年代中期から、日本政府は、元からあった防災管理メカニズムを基にして、中央から地方まで、特徴のある有効的・総合的国家危機管理体制を構築していった。特に完備された応急法律体系、効率性の高い応急組織と動員メカニズム、及び国民の高度な危機意識については、世界の諸国が注目するところであるとしている。

本書は、「まえがき」のほか、第1章から第10章までの全10章と付録としての日本危機管理主要研究機構の紹介、日本の防災と危機管理関連法規の目次、及び日本最新版の『災害対策基本法』から構成される。各章の具体的内容は以下のようなものである。

第1章「序論」では、危機、危機管理の概念、危機の種類とタイプを説明し、総合的に危機管理の関係理論の変遷を論述している。そのうちには、危機管理の心理学理論、危機管理の社会学理論、危機管理の公共管理学理論、危機管理の災害経済学理論、危機管理に関するメディア情報学理論及び危機管理の政策理論が含まれている。著者によると、日本の危機管理体制の形成は、おおむね自然災害を中心とする防災体制の段階、危機管理体制の初期構成段階、総合性国家危機管理体制の段階を経て形成されたとしている。本章では、重点的に日本危機管理の法律体系と内閣官房の政策機制と緊急事態の対応機制が紹介されている。

第2章「自然災害危機管理」では、日本の自然災害危機管理機制が論述され、日本防災法律制度の形成が分析され、防災減災に対する社会的参加機制、災害保険及び風評被害危機に対する危機管理機制が重点的に紹介されている。事例分析においては、主要なものとして、日本政府が2011年の東北地方太平洋沖地震に対応した際の過程及びその経験と教訓が詳細に紹介されている。

第3章「事故災害危機管理」では、重点的に事故災害危機管理が紹介されている。そのうちには、主に日本の海上災害管理、原子力災害管理、火災管理、危険物品安全管理及び交通安全管理が含まれている。事例分析においては、日本政府が福島第一原発事故に対応した際の問題及びその改善措置を例として挙げられ、それらの意義が論じられている。また、海上災害対策のうちでは、「ナホトカ号」の重油流出事故に対する処置過程が紹介されている。鉄道安全管理について、福知山線脱線事故の調査と事故後の賠償状況について、実証分析されている。

第4章「健康危機管理」では、重点的に日本における健康危機管理のあり方が紹介されている。このうちには、伝染病に対する危機管理及び認知症への対応が含まれている。食品安全管理については、日本の法律に従って食品安全領域のさまざまな違法行為の取締状況に対して実証分析が行われている。特にここでは、雪印乳業集団中毒事件、廃棄食用油と口蹄疫に対する対処法を事例として取り上げられている。

第5章「環境危機管理」では、重点的に日本の環境危機管理体制が紹介されている。そのうちには、環境行政管理の組織構造、法律と教育体系などが含まれている。また、同時に、日本で有名な「豊島産業廃棄物不法投棄事件」及び「大阪西淀川公害事件」が実証分析されている。

第6章「企業危機管理」では、日本の企業危機管理が論じられると同時に、重点的に業務持続管理（BCM）理論の日本での実践状況に対する考察がなされている。また、日本の『業務持続指導方針（第一版）—我が国の企業の減災と災害対応能力を強化するために』と『業務継続計画（BCP）制定指導方針—IT社会における企業存続』の主要内容が紹介されている。

特にここでは、「東京証券取引所システムダウン」事件及び「日本ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所とが提携した業務持続システムの構築」が事例分析されている。安全生産管理においては、日本の業界における各協会の対応と労働災害保険制度が論じられている。事例分析では、重点的に日本政府による「千葉県姉歯建築設計事務所の一級建築士姉歯秀次」及び「ディベロッパー会社が耐震強度構造計算書を偽装した事件」が分析されている。

第 7 章「経済危機管理」では、日本の経済危機に対する方法が分析されている。このうちには、食糧危機、エネルギー危機、金融危機が含まれている。重点的に日本政府の食糧安全保証の法律体系、日本農林水産省が制定した『不測時の食糧安全保証マニュアル』及び『エネルギー政策基本法』、『石油供給合理化法』などの内容が紹介されている。

第 8 章「社会危機管理」では、日本の社会危機管理が詳細に紹介されている。このうちには、具体的な問題として、学校危機管理、自殺問題及びインターネット安全管理などが含まれている。事例分析では、重点的に日本の『学校いじめ問題』が分析されている。

第 9 章「渉外危機管理」では、日本の外交危機管理が紹介されている。日本の外交危機管理の現状が分析され、同時に、重点的に企業の海外危機管理及び海外留学生安全管理の対策が考察されている。事例としては、「日本駐ペルー大使館人質危機事件」が取り上げられ、詳細に紹介されている。

第 10 章「日本の危機管理体制の基本的評価とその啓示」は本書の結論である。著者は、これまで個別的に論じてきた各種の日本の危機管理体制を総合的に評価し、日本の危機管理体制の特徴として、法律法規の制定と修訂が重視されること、基礎組織の防災における役割が著しいこと、大衆の危機意識が比較的高いこと、防災の技術とテクノロジー・レベルが高いこと、国際防災協力に積極的に参加することなどを指摘できるとしている。こうした評価と同時に、著者は、中国が現在取り組んでいる応急管理体制の構築過程及び現状を踏まえて、応急管理法制の樹立についての改善、国民の危機意識の向上、防災技術の研究開発に対する投資の増大、及び国際防災協力の一歩進んだ発展などに関する具体的な政策を提案している。

Ⅱ. 論文審査結果の要旨

1 審査の経過

平成 28 年 6 月 20 日に博士論文が提出され、直ちに商学研究科長の下で、審査委員として、主査に西川博史、副査に田辺隆司と外部審査委員として凌星光（福井県立大学名誉教授）が選任された。平成 28 年 7 月 25 日に公開報告会が開催され、引き続き口頭試問がおこなわれた。審査員全員の出席のもとに本論文について申請者の説明を求めたのち、関連

事項の質疑を行った。その結果、審査委員全員により合格と判定された。

2 評価

(1) 論文の主な成果

本博士論文の主な成果は、次のことにありと認められる。

第1に、日本の既存の危機管理体制の実態を詳細に分析し、そうした危機管理体制が作られていく原因・理由、法整備過程を明らかにしたことにある。すでに上記章別紹介においてみたように、こうした考察がすべての危機管理に及んでいることは特筆すべきである。日本国内の業績においてもこのような危機管理体制を網羅的に検討した著書は多くない。

第2に、本書の目的が中国の危機管理体制の構築に与える意義を検討していることである。そののみにとどまらず、危機管理体制の整備は国境を超える管理として実現されるべきであるという提言にまでなっている。環境はもちろんのこと、安全保障に関するものまで、危機の範囲が広められ、危機管理体制がグローバルな対応を迫られていることを考えると、それ自身意義あることであるが、そのことがまた、日本の危機管理における国内的な性格を浮き彫りにしているともいえる。この点にも、本研究の成果を指摘できる。

第3に、本研究では、危機管理体制の論述において、事例を以て危機体制の特色を指摘していることにも斬新性がある。危機対応のみならず、その後の措置のありようをも具体的に示されており、この日本の危機管理をいかに学ぶかということについての配慮が行き届いていることに、本研究の特徴がある。

(2) 評価

本研究（著書）は、中国において「中国社会科学院文庫」に指定されるほどの評価を得ているものであり、多くの研究者の参照文献として紹介されている。本研究が著書として出版された「日本の危機管理体制の研究」は、十分に博士論文としての業績であると認められる。本博士論文の評価についてはすでに上述したが、審査委員会では、こうした評価を踏まえて、さらなる研究の継続ということから、審査対象者を含めて、以下のような問題について論議された。本書による危機管理体制の研究では、伝統的な「安全保障問題」を国家の危機管理体制の問題としてあえて取り上げないとしている（第1章）が、日本の全般的な危機管理体制の構築を以て非伝統的安全保障の一環に位置付けることができるかどうか。これに対して、審査対象者からは、危機の範囲が一国内からグローバルな範囲へと拡大している現状を踏まえると、「国際協力」という新たな枠組みが要請されていることは確かであり、それは非伝統的安全保障の新たな方向性を持つもといえるということが指摘された。だが、その際、そうした方向性のうちでは、地域的な危機管理体制を構築していく政治・経済・社会における世界的な情勢転換が必

要とされるであろうということが強調された。

3 学内の手続き

提出された論文の審査ならびに文書及び口頭による最終試験の結果は、本学学位規則第7条に基づき研究科委員会で審査委員会主査から報告され、研究科委員会構成員の閲覧に供するため博士論文の閲覧を経て、平成28年8月8日の研究科委員会において、同論文を合格と決定した（同規則第8条第1項）。

その後、同年8月8日、北海商科大学大学院委員会が開催され、同論文について商学研究科長より、委員会の審査経過ならびに論文要旨の報告がなされ、合格とすることが承認された（同規則第10条第2項）。これに基づき、同年9月30日、博士（商学）の学位が授与された。